

鳥栖市監査告示第3号

令和5年1月26日

監査結果報告書

鳥栖市監査委員

川崎 真澄

小石 弘和

鳥 監 第 2010 号

令 和 5 年 1 月 26 日

鳥栖市長 橋 本 康 志 様

(鳥栖市スポーツ協会)

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

小 石 弘 和

財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、鳥栖市スポーツ協会の財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

財政援助団体等監査結果報告

監査対象団体	鳥栖市スポーツ協会
所 管 課	スポーツ文化部 スポーツ振興課
団 体 の 概 要	鳥栖市における体育諸団体相互の緊密な連絡協調を図るとともに、体育・スポーツの健全な普及発達を期し、市民の体力向上とスポーツ精神を高揚することを目的とする団体である。
監査対象事務	令和3年度における市補助金収入に係る出納その他の事務
監 査 の 期 間	令和4年12月19日から令和5年1月25日まで
監 査 の 方 法	提出された資料及び関係帳簿類を照合し、必要に応じて関係者の説明を聴取する等の方法により、補助金が交付目的に沿って適正に執行されているか、補助金に係る収支等の会計が適正に処理されているかを主眼点とし、鳥栖市監査基準に準拠し監査を実施した。
監 査 の 結 果	<p>監査対象の事務については、概ね良好に執行されていたが、その一部において、次のとおり注意・検討を求める事項が認められたので、必要な措置等を講じ、改善に努められたい。</p> <p>◆補助金等交付事務</p> <p>○種目別競技団体運営補助金及び県民スポーツ大会強化費交付金について</p> <p>当該補助金及び交付金について、種目別競技団体の補助対象及び交付対象となる事業の未実施、縮小にかかる補助金及び交付金の取扱いに誤りがある。</p>